

静岡県営林事業執行要領

(目的)

第1条 この要領は県営林事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な執行にあたって、法令、その他に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(要領の適用除外)

第2条 事業のうち建設業法の適用をうけるものについては、この要領は適用しない。

(事業の執行方法)

第3条 事業の執行方法は委託又は直営を原則とする。

(執行方法の決定)

第4条 農林事務所長（以下「所長」という。）は、事業の内容及び事業量を勘案し執行方法を決定する。

(委託者等の選定)

第5条 委託（「県営林産物（素材）販売委託要領（昭和52年5月31日 造第126号）」に定める林産物の販売及びこれに伴う業務の委託を除く。）をしようとする相手は、次のとおりとする。

（1）指名競争入札における業者の選定については、「森林整備工事業者選定基準」に準ずる。

（2）制限付き一般競争入札における入札参加資格は、「静岡県治山事業による森林整備工事制限付き一般競争入札実施要領」に準ずる。

2 素材の売払いをしようとする相手は、必要な資格第3の6の規定により、素材の売払いに係る競争入札に参加することができる資格を認定した者から選定するものとする。

3 素材の市売りによる販売の委託をしようとする相手は、必要な資格第3の6の規定により、素材の売払いに係る競争入札に参加することができる資格を認定した者から選定するものとする。

(契約の締結)

第6条 契約は一般競争入札、指名競争入札及び随意契約のいずれかとし、様式第1号及び様式第2号による県営林事業業務委託契約書、様式第3-1号、様式第3-2号及び様式第4号による生産物（立木）売買契約書、県営林産物（素材）販売委託事務取扱に定める県営林産物（素材）販売契約書及び同約款、県営林事業仕様書、設計書並びに図面（以下併せて「仕様書等」という。）により、その内容を明らかにして締結しなければならない。

(事業の実施基準)

第7条 事業の実施基準は仕様書等によるものとする。ただし、仕様書等によりがたい場合は、その都度、特記仕様書を定めるものとする。

(現場説明)

第8条 所長は、一般競争入札及び指名競争入札による場合にあっては入札を行う以前に、随意契約による場合にあっては見積もりを徴する前に県営林事業競争入札心得書及び仕様書等を提示し、必要に応じ現場説明を行うものとする。

(工程表及び業務計画書)

第9条 所長は業務委託契約を締結したときは、受注者から県営林事業仕様書に基づく工程表及び業務計画書を提出させるものとする。工程表及び業務計画書を変更したときも同様とする。

- 2 所長は、受注者から工程表の提出があったときは遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。
- 3 受注者は、契約書の規定及び県営林事業仕様書に基づく履行期間の変更が必要となった場合は様式第5-1号の事業期間延長請求書を提出するものとする。

(監督員)

第10条 所長は監督員を定めたときは、県営林事業仕様書に基づき、様式第5-2によりその氏名を受注者に通知しなければならない。

- 2 監督員はこの要領で定めるもののほか仕様書等で定めるところにより次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事業実施についての受注者又は現場責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 仕様書等に基づく工程の管理、立会、事業の執行状況の確認

(現場責任者)

第11条 所長は、受注者に当該事業について県営林事業仕様書に基づき現場責任者の住所及び氏名を通知させるものとする。現場責任者を変更したときも同様とする。

(業務完了報告)

第12条 所長は受注者が業務を完了したときは、受注者に遅滞なく様式第6号による業務完了届出書を提出させるものとする。

(検査)

- 第13条 所長は、受注者から業務完了届出書を受理したときは、受注者立会のうえ、事業の完成を確認するための検査をしなければならない。
- 2 検査を完了したときは、様式第7号による検査調書を作成するとともに、受注者に様式第8号による検査の結果を通知するものとする。

(検査員)

第14条 前条の検査は、所長が命ずる職員が行うものとする。

(前払金)

- 第15条 所長は、前払金の必要を認めるときは当該契約金額の10分の3以内において前金払いをすることができる。
- 2 前項の場合、所長は、受注者に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結させなければならない。
- 3 所長は、第1項の規定により前払金請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

(部分払)

- 第16条 所長は、業務委託契約をする場合、部分払いを認めることができる。
- 2 受注者から様式第9号による出来形調査申請書が提出場合されたときは、所長は遅滞なくその確認を行ない、その結果を受注者に通知するものとする。
- 3 確認の方法は、第13条に準ずるものとする。
- 4 部分払いの方法は前条第3項に準ずるものとする。
- 5 部分払いの回数は、次のとおりとする。
 - (1) 契約金額 200万円未満 1回

(2) 契約金額 200 万円以上 400 万円未満 2 回以内

(3) 契約金額 400 万円以上 3 回以内

附 則

1 この要領は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行し、昭和 53 年度事業から適用する。

2 静岡県営林事業執行要領（昭和 41 年 10 月 28 日付け県林第 209 号）は、廃止する。

附 則

1 この要領は昭和 55 年 7 月 25 日より施行し、昭和 55 年度事業から適用する。

附 則

1 この要領は昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 16 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 18 年 1 月 30 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 19 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 20 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 25 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。